# 大阪府造林補助事業実施要領

みどり推進室 森づくり課

# 大阪府造林補助事業実施要領　目 次


第１　事業区分 …… 1
第２　事業計画の作成等 …… 2
第３　維持管理 …… 6
第４　森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業に係る特記事項 …… 6
第５　補助金の交付申請 …… 6
第６　竣工検査 …… 7
第７　補助金の交付決定等 …… 7
第８　補助金の交付に当たって付すべき条件等 …… 8
第９　その他 …… １１

# 大阪府造林補助事業実施要領

大阪府造林事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第３条及び第 11 条の規定に基づく、造林事業の実施及びその取扱いについては、要綱及びこの要領の定めるところによる。

## 第１ 事業区分

大阪府造林補助事業については次に掲げる各事業により構成されるものとし、個々の事業内容等については別表 1-1、1-2、2-1、2-2 のとおりとする。

Ⅰ 森林環境保全整備事業
　１ 森林環境保全直接支援事業
　２ 特定機能回復事業
　　(1) 森林緊急造成
　　(2) 被害森林整備
　　(3) 重要インフラ施設周辺森林整備
　　(4) 林相転換特別対策
　　　1) 花粉発生源タイプ
　　　2) 林野火災対策タイプ
　　　3) 野生鳥獣被害対策タイプ
Ⅱ 共生環境整備事業
　１ 森林空間総合整備事業
　２ 絆の森整備事業

Ⅲ 機能回復整備事業
　１ 特定林地改良
　２ 耕作放棄地等森林造成
　３ 花粉発生源対策促進事業

Ⅳ 森林災害復旧造林事業

本事業は、要綱に規定する森林災害復旧事業を次により実施するものとする。

(1) 事業内容

ア 被害木等の伐採及び搬出

次項イの跡地造林と一体的に行うことが必要な激甚災害を受けた樹木（当該激甚災害を受けた樹木以外の樹木であって当該激甚災害を受けた樹木の伐採跡地における造林の障害となるものを含む。以下「被害木等」という。）の伐採及び搬出（搬出に必要な砕断

及び集積を含む。）であって、別紙「森林災害復旧事業の技術的基準」（以下「技術的基準」という。）に適合して行われるもの（以下「被害木等の整理」という。）

イ 被害木等の伐採跡地における造林

被害木等の伐採跡地における森林の復旧を目的として、苗木の植栽又は種子の播付け及びこれらに伴う作業であって技術的基準に適合して行われるもの（以下「跡地造林」という。）

ウ 倒伏した造林木の引起こし

激甚災害により倒伏した造林木の引起こしであって、技術的基準に適合して行われるもの（以下「倒木起こし」という。）

エ 作業路の開設

アからウまでの作業を行うために必要な作業路の開設

(2) 事業主体

森林災害復旧事業の実施主体は、次に掲げるものとする。

ア 市町村

イ 森林組合

ウ 生産森林組合

エ 森林整備法人

## 第２ 事業計画の作成等

Ⅰ 森林環境保全整備事業

1 森林環境保全整備事業計画の作成等

(1) 都道府県知事（以下「知事」という。）は、本事業（ただし、第１のⅠの２の(2)、(4)及び(5)を除く。）の実施に当たり、森林環境保全整備事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、林野庁長官に申請し、その承認を受けなければならない。

(2) 事業計画の計画期間は原則５年間とし、作成に当たって知事は、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制などを把握したうえで、林業者、森林組合その他の関係団体の意見を聞くとともに、関係市町村と協議し調整を図り、市町村長の同意を得るものとする。

(3) 複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあっては、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとする。なお、この場合には、林道の整備や当該路線の利用対象となる地域内における森林の区域（以下「利用区域」という。）内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林整備の予定等について協議し、調整を行うものとする。

(4) 知事は、次のいずれかに該当する重要な変更を行うときは、事業計画の変更を林野庁長官に申請し、その承認を受けなければならない。なお、申請に当たっては、変更理由及び変更

内容を記載した変更理由書を添付するものとする。

ア 計画期間の変更

イ 事業量の著しい増減

ウ 林道整備事業における開設路線の追加又は廃止

(5) 知事は、前号以外の変更を行った場合は、原則として当該変更を行った年度の末日までに、林野庁長官に報告するものとする。

2 実施計画の作成等

(1) 知事は、毎年度、翌年度に実施する本事業に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、林野庁長官に提出するものとする。

(2) 知事は、林野庁長官から補助金の配布予定額の内示があった場合には、当該年度の実施計画を調整し、林野庁長官に提出するものとする。

(3) 年度途中において実施計画を変更する場合は、第 1 項及び第 2 項の規定を準用するものとする。

II 共生環境整備事業及び機能回復整備事業

1 農山漁村地域整備計画の作成等

(1) 農山漁村地域整備交付金を充てて交付対象事業を実施しようとする府又は市町村（以下「計画主体」という。）は、別記様式第 2 号により(3)に掲げる事項を記載した農山漁村地域整備計画（以下「地域整備計画」という。）を作成するものとする。

(2) 市町村長は、当該地域整備計画を知事に提出するとともに、知事は当該地域整備計画を自ら作成したとき又は市町村長から提出を受けたときは、農林水産大臣に提出するものとする。

(3) 地域整備計画には次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 地域整備計画の名称

イ 地域整備計画の目標

ウ 地域整備計画の期間

エ 地域整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業

オ 地域整備計画の期間における交付対象事業の工期及び全体事業費

カ 基幹事業の費用対効果

キ 交付対象事業の効果の把握及び評価に関する事項

ク その他必要な事項

(4) 計画主体が、農山漁村地域整備交付金を充てて地域整備計画に記載のある交付対象事業以外の交付対象事業を実施しようとするとき、又は地域整備計画について次に掲げる事項の変更を行う場合、地域整備計画を変更し農林水産大臣に提出するものとする。

ア 地域整備計画の廃止

イ 地域整備計画の期間の変更

ウ 地域整備計画の目標の変更

エ 交付対象事業の全体事業費の変更

オ 交付対象事業の新設又は廃止

(5) 計画主体は、地域整備計画の農林水産大臣への提出前に、次の事項について自主的・主体的に検証（以下「事前評価」という。）を行い、農林水産大臣に提出するとともに、地域整備計画及び事前評価結果を公表するものとする。

ア 目標の妥当性

イ 地域整備計画の効果・効率性

ウ 地域整備計画の実現可能性

(6) 交付期間の終了後速やかに、次の事項について評価を行い、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならない。

ア 交付対象事業の進捗状況

イ 事業効果の発現状況

ウ 成果目標の目標値の実現状況

エ 今後の方針

2 森林基盤整備事業計画の作成等

(1) 計画主体は、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握した上で、大阪地域森林計画又は市町村森林整備計画の達成に資するものとして、別記様式第３号により森林基盤整備事業計画（以下「基盤整備事業計画」という。）を作成するものとする。

(2) 市町村長は、当該基盤整備事業計画を知事に提出するとともに、知事は当該基盤整備事業計画を自ら作成したとき又は市町村長から提出を受けたときは、林野庁長官に提出するものとする。

(3) 知事又は市町村長は、基盤整備事業計画の作成に当たっては、林業者、森林組合その他関係団体の意見を聴くとともに、市町村森林整備計画の達成に資するものとなるよう関係機関と協議調整を図るものとする。

(4) 基盤整備事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 事業主体及び事業計画地の現況

イ 事業内容及び事業量

ウ その他事業の実施に必要な事項

(5) 基盤整備事業計画の重要な部分の変更を行うときは、４の(1)及び(2)の規定を準用するものとする。なお、この場合、その変更理由及び変更内容を記載した変更理由書を添付するものとする。

(6) (5)に規定する「重要な部分の変更」とは、次に掲げるものとする。

ア 事業計画地の変更

イ 基盤整備事業計画の対象事業全体における次の項目ごとの３割を超える増減

(ｱ) 森林作業道の開設延長

(ｲ) 上記以外の森林整備の面積

3 森林基盤整備事前計画の作成等

(1) 発生源植替え及び花粉発生源植替えと一体的に実施する林木被害防止施設等整備並びに森林作業道整備について交付を受けようとする者は、あらかじめ当該交付を受けようとする事業の実施予定箇所、実施予定時期及び概算事業量等を記載した計画（以下「森林基盤整備事前計画」という。）を作成し、知事に提出するものとし、具体の内容については以下によるものとする。

ア 森林基盤整備事前計画の計画期間は、少なくとも、交付を受けようとする立木の伐倒から植栽までの施業の実施予定年度（森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間）を含むものとする。

イ 森林基盤整備事前計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。

(ｱ) 森林基盤整備事前計画の計画期間内に実施が見込まれる花粉発生源植替えの年度別、伐倒、搬出集積、地拵え、植栽別の実施面積（概数）及び伐採木の搬出材積（概数）並びに出材予定時期、当該事業に係る作業システム、植栽する苗木の樹種及び品種

(ｲ) 森林基盤整備事前計画の計画期間内に実施が見込まれる林木被害防止施設等整備の年度別、事業内容別の位置及び事業量（概数）

(ｳ) 森林基盤整備事前計画の計画期間内に実施が見込まれる森林作業道整備の年度別、開設、改良の別の位置及び延長（概数）、当該森林作業道を管理する権原を有する者並びに事業予定区域内の林内路網密度の現状

(ｴ) 当該施業を実施する林分を対象とする森林経営計画の作成の有無、森林経営計画が作成されている場合はその認定番号、森林経営計画が作成されていない場合は当該施業を実施する林分が存する林班内又は森林法施行規則第 33 条第 1 号ロに定める区域内における森林経営計画の作成状況及び今後の計画作成に向けた取組方針

(2) 花粉発生源植替えについて交付を受けようとする者は、植栽する苗木が花粉症対策苗木等であり、かつコンテナ苗であることを明らかにするため、苗木生産業者への苗木の発注書等の書類を(1)の森林基盤整備事前計画に添付しなければならない。

(3) 知事は、(1)により提出のあった森林基盤整備事前計画の内容について、交付要件に適合する見込みがあるか、森林作業道の開設予定路線の線形及び開設量が適切であるか、林内路網と事業予定箇所との位置関係が適切であるか、事業に係る作業システム等から見て施業が効率的に実施し得るか、事業予定箇所周辺における鳥獣被害を踏まえて造林木の適切な保護が講じられているか等について確認し、必要に応じ、当該森林基盤整備事前計画を提出した者に対する指導を行うものとする。

**第３ 維持管理**

１ 事業主体は、原則として本事業により整備した施設の維持管理を行うものとする。

２ 事業主体は、他の地方公共団体、森林組合等を指定し、維持管理の一部又は全部を行わせることができる。この場合、大阪府以外の事業主体が他の地方公共団体、森林組合等を指定する場合には、あらかじめ知事に届け出るものとする。

３ 知事は、本事業により整備した施設の維持管理について、その実施状況の監督を行うものとする。特に、当該施設が台風や積雪等により被害を受けたことが想定される場合は、事業主体に対して、速やかに現地を確認し、必要な補修等を行うよう指導するものとする。

**第４ 森林環境保全直接支援事業及び特定機能回復事業に係る特記事項**

第１のⅠの１及び２においては、以下の各号によるほか、第５～第８を適用する。

(1) 対象樹種は知事が補助することが適当と認めるものに限ることとし、外国樹種の植栽又は播種にあっては、あらかじめ林野庁長官の承認が得られたものとする。

(2) 補助事業に関連して、事業主体が集材路を作設する場合には、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和３年３月16日付２林整整第1157号林野庁長官通知）を遵守するものとする。

(3) 知事は、毎年度の事業の実績について、別に定めるところにより、林野庁長官に提出するものとする。

(4) 知事は、事業の実施に当たっては、施行地の森林保険加入を基本として、森林所有者などの指導に努めるものとする。

(5) 事業の実施に当たっては、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年６月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）に基づき、スギ花粉の発生抑制に係る取組の着実な推進に努めるものとする。

(6) 事業の実施に当たっては、「造林に係る省力化・低コスト化技術指針」（令和７年３月31日付け６林整整第860号林野庁長官通知）に基づき、造林作業の省力・低コスト化に係る取組の着実な推進に努めるものとする。

(7) 事業の実施に当たっては、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和７年３月31日付け６林整森第264号林野庁長官通知）に基づき、森林の生物多様性保全に資する取組の推進に努めるものとする。

(8)事業主体は、作業工程の設定または見直しのために行われる調査について、協力するよう努めるものとする。

**第５ 補助金の交付申請**

１ 事業主体は、原則として事業の終了後速やかに知事に対して、補助金交付申請書を提出することにより、補助金の交付申請を行うものとする。

２ 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができる。委任を受

けた者は、知事に対して、前項に記載の書類に委任状を添付して補助金の交付申請を行うものとする。

3 大阪府造林補助金査定要領に定める標準単価を基本に補助金を算出する事業については、申請書に造林事業実績調書（別記様式第4号）を添付する。

4 第1項から第3項のほか、事業主体または第2項により委任を受けた者は、大阪府補助金交付規則(昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。)第4条第2項第3号の規定による添付書類として、要件確認申立書及び暴力団等審査情報を別記様式第5号、第6号により提出するものとする。交付決定後に、規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合は、別記様式第7号により届出するものとする。

**第6 竣工検査**

1 知事は、竣工検査（以下「検査」という。）を行う者（以下「検査員」という。）を定め、交付申請のあったものについて、申請の受理後速やかに、検査を行うものとする。

2 検査は、1施行地ごとに、申請書等に基づいて行うことを原則とするが、申請書などの身によって検査を行うことが困難な施行地については、現地で確認を行うものとする。この場合、これらの施行地全体の10分の1以上に相当する数の施行地を無作為に抽出し現地で確認を行うものとする。

3 検査員は、検査した事項を記した調書（以下「検査調書」という。）を作成し、これに署名するものとする。

4 知事は、検査調書をもとに審査し、検査を行った施行地が本要領の規定に適合しないものであるときは、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとする。

5 前項の規定により不合格又は一部不合格であるとされた施行地であって、当該年度内における知事の定める一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。

6 審査に用いた検査調書は、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。なお、検査調書のうち、電磁的記録により保存が可能なものは、電磁的記録によることができる。

7 知事は、検査に当たっては、前各校によるほか、その具体的な手順や内容などを示した竣工検査内規を定め、これに基づき検査員は検査を行うものとする。

**第7 補助金の交付決定等**

(1) 知事は、補助金査定の結果に基づいて、原則として補助金の交付決定及び補助金の額の確定を同時に行う。

(2) 知事は、補助金の額を確定した場合には、速やかに補助金を交付する。

(3) 補助金の代理受領者は、受領後速やかに当該事業主体にこれを支払い、かつその支払いを明らかにした書類を整備保管する。

**第 8 補助金の交付に当たって付すべき条件等**

1 知事は、第 1 のⅠ森林環境保全整備事業を実施する事業主体に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内（第 1 のⅠの 2 の(1)から(4)まで（第 1 のⅠの 2 の(4)の 3）においては緩衝林帯の整備に係るものを除く。)にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね 10 年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（林相転換特別対策のうち林野火災対策タイプの実施に必要な行為又は森林作業道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(2) 森林環境保全直接支援事業に掲げる事業のうち、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 11 条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づいて行うものについて、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（別表 3 の「森林環境保全直接支援事業」の(1)及び(2)に掲げる査定係数が適用される事業のうち、当該計画が取り消された場合であっても、(3)に掲げる査定係数が適用される場合にあっては、(3)に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額）を返還すること。

(3) 森林環境保全直接支援事業に掲げる事業のうち、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 35 条第 1 項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という）及び同法第 51 条第 1 項に規定する権利集積配分一括計画（以下「一括計画」という。）に基づいて行うものについて、次に掲げる日から起算して過去 5 年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（別表 3 の「森林環境保全直接支援事業」の(1)及び(2)に掲げる査定係数が適用される事業のうち、当該計画が取り消された場合であっても、(3)に掲げる査定係数が適用される場合にあっては、(3)に掲げる査定係数を適用される場合の補助金相当額との差額）を返還すること。

ア 実施権配分計画に基づいて行うものについて、当該計画が同法第 40 条第 1 項及び第 2 項各号の規定により取消しとなった場合は、当該取消しを受けた日

イ 一括計画に基づいて行うものについて、当該計画が同法第 52 条第 2 項の規定により適用される同法第 40 条第 1 項及び第 2 項各号の規定により取消しとなった場合は、当該取消しを受けた日

ウ 一括計画に基づいて行うものについて、同法第 52 条第 1 項の規定による公告があった一括計画の定めるところによる所有権の移転を受けた構想適合事業者（同法第 43 条第 3 項第 2 号に掲げる適合事業者をいう。）が計画に基づく施業ができない場合は、当該計画に基づく施業ができないと認められた日

(4) 更新伐及び防火林帯整備を行った場合、当該施行地につき、原則として、その完了年度の翌年度の初日から起算して２年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐及び防火林帯整備に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。

(5) 「面的複層林施業の実施について」（令和６年３月 29 日付け５林整整第 925 号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。）における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は完了年度の初日から起算してから起算して 10 年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。

(6) 第１のⅠの２の(２)において森林保全再生整備を行った場合、その行為に対して、本事業以外の国庫補助事業により支援を受けたときは、交付を受けた森林保全再生整備に係る補助金相当額を返還すること。

(7) 前項に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(8) 成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。

2 知事は、前項により補助金相当額を収納した場合は、収納した補助金相当額のうち国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

3 知事は、第１のⅡ共生環境整備事業及びⅢ機能回復整備事業を実施する事業主体に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、５年以内にアに掲げる行為又は当該森林作業道に係る基盤整備事業計画若しくは造林計画期間内にイに掲げる行為をしようとする場合はあらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項において同じ。）又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為。

イ 当該補助事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用若しくは用途変更等又は補助目的を達成することが困難となる行為。

(2) 森林作業道の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、当該森林作業道等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

ただし、森林経営計画等に基づき必要な施業を行うため整備する森林作業道の開設に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しない路線区域があるとき（天災等不可

抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、当該路線区間に相当する交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(3) 第６の２の(１)のイの規定による場合は、事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林とならない場合（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）にあっては、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(4) 補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守すること。

(5) 更新伐又は花粉発生源植替えを行った場合には、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して２年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽（花粉発生源植替えの場合、花粉症対策苗木等、かつコンテナ苗による植栽）により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐又は花粉発生源植替えに係る補助金相当額を返還すること。ただし、更新伐については、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。

(6) 更新伐を行った場合、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して２年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。

(7) 補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(8) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、８年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(9) 森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業において取得した用地等については、取得後、翌年度から起算して 10 年間、農林水産大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

4 第１のⅢ機能回復整備事業の花粉発生源対策促進事業については、以下によるものとする。

(1) 立木の伐倒から植栽までの全てを同一の事業主体（事業主体が森林所有者から施業の実施について委託を受けている場合を含む。）が実施する場合に限るものとし、伐倒については、当該林分の主林木（スギ及びヒノキに限る。）のおおむね 70％以上について行うとともに、植栽については、コンテナ苗の花粉症対策苗木等を使用するものとする。

(2) 当該施業が森林経営計画に基づかない場合にあっては、交付金交付申請時に、当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林であること又は事業の完了年度の翌年度までに当該施業を実施した林分が森林経営計画の対象森林となることを確認できる場合に限るものとする。

(3) 当該施業について、現に野生鳥獣による被害が発生している林分又は今後発生するおそれがある林分で実施する場合には、林木被害防止施設等整備により、植栽した造林木の保護に努めるものとする。

(4) 当該施業において用いる花粉症対策苗木等とは、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成 13 年６月 19 日付け 13 林整保第 31 号林野庁長官通知）の別紙の１の花粉の少ない品種と苗木の定義によるほか知事が花粉発生源対策に資すると認める苗木とする。

**第９ その他**

(1) 事業主体は、森林法、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の法令の規定を遵守して事業を実施すること。

(2) 知事は、事業の実施に当たって、施行地の森林保険加入を基本として、森林所有者等の指導に努めるものとする。

(3) 事業主体は、作業工程の設定又は見直しのために行われる調査について、協力するよう努めるものとする。

(4) 知事は、別に定めるところにより、事業の成績評定を行うものとする。

(5) 市町村長は、大阪府造林補助事業の円滑な実施を図るため、関係行政機関及び関係団体等との密接な連携の下に、必要な助言、指導等を行うものとする。

(6) 本要領により難い事項については、知事の承認を受けるものとする。

(7) 以上のほか、細部の手続、様式等は、本要領の趣旨に基づき別に定める。

附　則

１　この改正は、令和８年８月３日から施行する。

２　この通知の改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

別表１－１

| 事業区分 | 事業内容 | 事業規模 | 事業主体 |
|---|---|---|---|
| Ⅰ　森林環境保全整備事業 | | | |
| 1 森林環境保全直接支援事業 | ア　人工造林<br>イ　樹下植栽等<br>ウ　下刈り<br>エ　雪起こし<br>オ　倒木起こし<br>カ　枝打ち<br>キ　除伐<br>ク　保育間伐<br>ケ　間伐<br>コ　更新伐<br>サ　付帯施設等整備<br>(ｱ)　鳥獣害防止施設等整備<br>(ｲ)　林内作業場及び林内かん水施設整備<br>(ｳ)　林床保全整備<br>(ｴ)　荒廃竹林整備<br>シ　森林作業道整備 | a　事業内容のア～コについては、１施行地の面積が0.1ha以上であること。<br>b　ケ、コについては、前項に加えて、森林経営計画、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号。以下「間伐等特措法」という。）第５条第１項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）、実施権配分計画又は一括計画（以下「森林経営計画等」という。）に基づいて行う場合は、補助金の交付申請ごと、かつ、計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が１ha当たり10㎥以上であること。 | ①　都道府県<br>②　市町村<br>③　森林所有者<br>④　森林組合等<br>⑤　森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第２条第１号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの、以下「森林整備法人等」という。）<br>⑥　森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第７号に掲げる特定非営利活動法人等（以下「特定非営利活動法人」という。）<br>⑦　森林法施行令第11条第８号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）<br>⑧　森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）<br>⑨　特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者<br>⑩　森林経営管理法第36条第２項又は第44条第２項の規定により都道府県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。） |
| 2 特定機能回復事業 | | | |
| (1) 森林緊急造成 | | | |
| 自然条件等の理由で更新が困難な森林について、事業主体と森林所有者による協定等に基づいて実施する人工造林等とする。 | ア　人工造林<br>イ　樹下植栽等<br>ウ　下刈り<br>エ　雪起こし<br>オ　倒木起こし<br>カ　除伐<br>キ　付帯施設等整備<br>(ｱ)　鳥獣害防止施設等整備<br>(ｲ)　林内作業場及び林内かん水施設整備<br>(ｳ)　林床保全整備<br>(ｴ)　荒廃竹林整備<br>ク　森林作業道整備 | a　事業内容のア～カについては、１施行地の面積が0.1ha以上であること。<br>b　都道府県、市町村が自ら所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第２条第１項の激甚災害をいう。以下同じ。）による被害の復旧を行う森林において行う事業については、補助金の交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が2.5ha以上。 | ①　都道府県<br>②　市町村<br>③　森林組合等<br>④　森林整備法人等<br>⑤　特定非営利活動法人等<br>⑥　民間事業者 |
| (2) 被害森林整備 | | | |
| 気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林において、事業主体が森林所有者等との協定にづいて実施する人工造林等とする。 | ア　人工造林<br>イ　樹下植栽等<br>ウ　下刈り<br>エ　雪起こし<br>オ　倒木起こし<br>カ　枝打ち<br>キ　除伐<br>ク　保育間伐<br>ケ　更新伐<br>コ　付帯施設等整備<br>(ｱ)　鳥獣害防止施設等整備<br>(ｲ)　林内作業場及び林内かん水施設整備<br>(ｳ)　林床保全整備<br>(ｴ)　荒廃竹林整備<br>サ　森林作業道整備<br>シ　森林保全再生整備<br>(ｱ)　鳥獣害防止施設の整備等<br>(ｲ)　鳥獣の誘引捕獲 | 事業内容のア～ケについては、１施行地の面積が0.1ha以上であること。 | ①　都道府県<br>②　市町村<br>③　森林所有者<br>④　森林組合等<br>⑤　森林整備法人等<br>⑥　特定非営利活動法人等<br>⑦　森林経営計画策定者<br>⑧　民間事業者 |
| (3) 重要インフラ施設周辺森林整備 | | | |
| 鉄道、道路、送配電線といった機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設（以下「重要インフラ施設」という。）周辺の森林について、地方公共団体及び森林所有者、重要インフラ施設管理者等による協定に基づいて実施する人工造林等とする。 | ア　人工造林<br>イ　樹下植栽等<br>ウ　下刈り<br>エ　雪起こし<br>オ　倒木起こし<br>カ　枝打ち<br>キ　除伐<br>ク　保育間伐<br>ケ　更新伐<br>コ　付帯施設等整備<br>(ｱ)　鳥獣害防止施設等整備<br>(ｲ)　林内作業場及び林内かん水施設整備<br>(ｳ)　林床保全整備<br>(ｴ)　荒廃竹林整備<br>サ　森林作業道整備 | 事業内容のア～ケについては、１施行地の面積が0.1ha以上であること。 | ①　都道府県<br>②　市町村<br>③　森林組合等<br>④　森林整備法人等<br>⑤　特定非営利活動法人等<br>⑥　民間事業者 |
| (4) 林相転換特別対策 | | | |
| 自助努力では伐採・植替え等の整備が進まない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する1)から3)の施業とする。 | 1)花粉発生源対策タイプ<br>林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源対策となるスギを主体とする人工林において実施するア～キの施業。<br>ア　一貫作業<br>イ　人工造林<br>ウ　樹下植栽等<br>エ　下刈り<br>オ　更新伐<br>カ　付帯施設等整備<br>(ｱ)　鳥獣害防止施設等整備<br>(ｲ)　林内作業場及び林内かん水施設整備<br>(ｳ)　林床保全整備<br>キ　森林作業道整備 | a　事業内容のア～オについては、１施行地の面積が0.1ha以上であること。<br>b　ア・オについては、１伐区当たりの面積の上限はおおむね2.5haとし、伐区については連たんしないものとする。<br>c　次に掲げる全ての要件に該当すること。<br>(a)　「スギ花粉発生源対策推進方針」に基づき都道府県が設定するスギ人工林伐採重点区域内の森林において行うものであること。<br>(b)　林相転換が必要な人工林の主要構成樹種がスギであること。<br>(c)　伐採による著しい土砂の崩壊又は流出のおそれがある箇所ではないこと。 | ①　都道府県<br>②　市町村<br>③　森林組合等<br>④　森林整備法人等<br>⑤　特定非営利活動法人等<br>⑥　民間事業者 |
| | 2)林野火災対策タイプ<br>林野火災の危険度が高い地域において森林の防火機能の向上を図るために実施するア～サの施業。<br>ア　人工造林<br>イ　樹下植栽等<br>ウ　下刈り<br>エ　雪起こし<br>オ　倒木起こし<br>カ　枝打ち<br>キ　除伐<br>ク　保育間伐<br>ケ　防火林帯整備<br>コ　付帯施設等整備<br>(ｱ)　鳥獣害防止施設等整備<br>(ｲ)　林内作業場及び林内かん水施設整備<br>(ｳ)　林床保全整備<br>(ｴ)　荒廃竹林整備<br>サ　森林作業道整備 | a　事業内容のア～ケについては、１施行地の面積が0.1ha以上であること。<br>b　ケにおける伐採は帯状伐採とし、その幅は樹高の２倍程度までとすること。<br>c　次に掲げる全ての要件に該当すること。<br>(a)　林野火災特別地域対策事業の実施について（昭和45年６月16日付け45林野保第215号林野庁長官・消防防第344号消防庁長官通知）に基づく林野火災特別地域において行うものであること。<br>(b)　事業を実施する都道府県又は市町村の地域防災計画等に防火林帯と一体となった林野火災防止対策が位置づけられていること。<br>(c)　事業実施後に当該防火林帯を管理する者が書面において明らかになっていること。<br>(d)　防火林帯は林道等の周辺で整備するものであること。<br>(e)　伐採すれば著しく土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所ではないこと。 | ①　都道府県<br>②　市町村<br>③　森林組合等<br>④　森林整備法人等<br>⑤　特定非営利活動法人等<br>⑥　民間事業者 |
| | 3)野生鳥獣被害対策タイプ<br>野生鳥獣の頭数管理及びすみ分けに取り組む自治体において生息環境整備のための針広混交林化や広葉樹林化、野生鳥獣の生活圏への出没を防ぐことを目的とした緩衝林帯の整備のために実施するア～スの施業。<br>ア　人工造林<br>イ　樹下植栽等<br>ウ　下刈り<br>エ　雪起こし<br>オ　倒木起こし<br>カ　枝打ち<br>キ　除伐<br>ク　保育間伐<br>ケ　間伐<br>コ　更新伐<br>サ　緩衝林帯整備<br>シ　付帯施設等整備<br>(ｱ)　鳥獣害防止施設等整備<br>(ｲ)　林内作業場及び林内かん水施設整備<br>(ｳ)　林床保全整備<br>(ｴ)　荒廃竹林整備<br>ス　森林作業道整備 | a　事業内容のア～サについては、１施行地の面積が0.1ha以上であること。<br>b　サについては、林縁から幅10m以上で実施すること。<br>c　次に掲げる全ての要件に該当すること。<br>(a)　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく第二種特定鳥獣管理計画又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づく被害防止計画、及びこれらの計画に準ずる市町村等が作成する地域の鳥獣被害対策に係る計画又は地域の鳥獣被害対策に関する内容が含まれる計画（確実に位置づけられる見込みであるものも含む)において、頭数管理及び人の生活圏との棲み分けに係る対策が位置づけられていること。<br>(b)　野生鳥獣による人身・生活環境等への被害対策として、棲み分けなどのゾーニングの考え方、針広混交林化や広葉樹林化を行う区域や整備の考え方、緩衝林帯の整備の方針や実施箇所及び方法、管理者や管理の方針を盛り込んだ事業実施方針があること。<br>(c)　事業実施後に当該緩衝林帯を管理する者が書面において明らかになっていること。 | ①　都道府県<br>②　市町村<br>③　森林組合等<br>④　森林整備法人等<br>⑤　特定非営利活動法人等<br>⑥　民間事業者 |

（注1）業主体のうち、森林緊急造成を実施する都道府県又は市町村に当たっては、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第４条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林で実施する場合（事業主体が自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む。）に限る。

（注2）事業主体のうち、被害森林整備又は林相転換特別対策を実施する都道府県又は市町村に当たっては、自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林、又は森林経営管理法第４条の規定により経営管理権の設定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。

（注3）事業主体のうち、森林緊急造成、被害森林整備又は林相転換特別対策を実施する森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等又は民間事業者等に当たっては、自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。

（注4）事業主体のうち、被害森林整備を実施する森林所有者に当たっては、地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。

（注5）事業主体のうち、重要インフラ施設周辺森林整備を実施する、都道府県又は市町村に当たっては、自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合又は、事業主体が自ら所有する重要インフラ施設周辺の森林において、自ら所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に実施する場合に限る。

（注6）事業主体のうち、重要インフラ周辺森林整備を実施する森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等又は民間事業者に当たっては、自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。

（注7）事業主体のうち、森林経営計画策定者に当たっては、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。

| 事業区分 | 事業内容 | 事業規模 | 事業主体 |
|---|---|---|---|
| Ⅱ 農山漁村地域整備交付金 | | | |
| 森林基盤整備事業のうち森林整備事業 | | | |
| (1) 共生環境整備事業 | | | |
| | 森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的として行 う次の事業とする。 | | |
| | ① 森林空間総合整備事業 | | |
| | | 公益的機能別施業森林区域内に存する森林であって、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として森林法第 10 条の 5 に基づき策定された市町村森林整備計画（以下この別紙において同じ。）に定められている森林において、不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備を行う。 | |
| | | ⅰ 森林環境教育促進整備 | [森林の整備]<br>おおむね 50 ヘクタール以上のまとまりがある森林 | ① 都道府県<br>② 市町村 |
| | | ア 全体計画調査 | | |
| | | イ 共生環境整備 | | |
| | | ウ 付帯施設整備 | | |
| | | エ 林内歩道等整備 | | |
| | | オ 用地等取得 | | |
| | | ⅱ 森林健康促進整備 | | |
| | | ア 全体計画調査 | | |
| | | イ 共生環境整備 | | |
| | | ウ 付帯施設整備 | | |
| | | エ 林内歩道等整備 | | |
| | | オ 用地等取得 | | |
| | ② 絆の森整備事業 | | | |
| | | 身近な森林に対する市民の関心の高まりや、森林をフィールドとした市民活動の 広がりに対応するため、市民の参加による森林整備や野生動物との共存のための森 林整備を行う。 | |
| | | ⅰ 市民参加型森林整備 | | |
| | | ・行政支援タイプ | | |
| | | ア 全体計画調査 | [森林の整備]<br>1 施行地の面積が 0.1 ヘクタール以上かつ 5 ヘクタール以上のまとまりがある森林 | ① 都道府県<br>② 市町村 |
| | | イ 共生環境整備 | | |
| | | ウ 付帯施設整備 | | |
| | | エ 林内歩道等整備 | | |
| | | オ 用地等取得 | | |
| | | ・市民主導タイプ | | |
| | | ア 共生環境整備 | [森林の整備]<br>1 施行地の面積が 0.1 ヘクタール以上かつ 5 ヘクタール以上のまとまりがある森林 | ① 森林経営計画の認定を受けた者（森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く。）<br>② 特定非営利活動法人等 |
| | | イ 付帯施設整備 | | |
| | | ウ 林内歩道等整備 | | |
| | | ・市民開放タイプ | | |
| | | ア 共生環境整備 | [森林の整備]<br>1 施行地の面積が 0.1 ヘクタール以上かつ 5 ヘクタール以上のまとまりがある森林 | ① 森林所有者等のうち森林経営計画の認定を受けた者<br>② 市町村との森林整備に関する協定を締結した森林所有者 |
| | | イ 付帯施設整備 | | |
| | | ウ 林内歩道等整備 | | |
| | | ⅱ 野生生物共生林整備 | | |
| | | ア 共生環境整備 | [森林の整備]<br>1 施行地の面積が 0.1 ヘクタール以上かつ 5 ヘクタール以上のまとまりがある森林 | ① 都道府県<br>② 市町村<br>③ 森林所有者<br>④ 森林組合等<br>⑤ 森林整備法人等<br>⑥ 特定非営利活動法人等<br>⑦ 森林所有者の団体<br>⑧ 森林経営計画の認定を受けた者 |
| | | イ 付帯施設整備 | | |
| | | ウ 林内歩道等整備 | | |
| | | エ 用地等取得 | | |
| (2) 機能回復整備事業 | | | | |
| | 森林の生産力の回復・増進等の観点から、林木の成長が不良な土地や耕作放棄地等を対象として、特定森林造成事業を行う。 | | |
| | ① 特定林地改良 | | |
| | | 森林の生産力の回復又は水田跡地の耕作放棄地等の林地化の促進を目的として、土壌条件の改良及び土壌改良木を含む苗木の植栽等を行う事業とする。 | |
| | | ア 特定林地改良 | 1 施行地の面積が 0.1 ヘクタール以上の森林で行うものとする。 | ① 都道府県<br>② 市町村<br>③ 森林所有者<br>④ 森林組合<br>⑤ 生産森林組合<br>⑥ 森林組合連合会<br>⑦ 森林整備法人<br>⑧ 森林所有者の団体 |
| | | イ 付帯施設等整備 | | |
| | | (ｱ) 林木被害防止施設等整備 | | |
| | | (ｲ) 荒廃竹林整備 | | |
| | | ウ 森林作業道整備 | | |
| | ② 耕作放棄地等森林造成 | | | |
| | | 耕作放棄地等の現に森林状態ではない箇所を対象に、緊急かつ計画的に森林造成を行う事業とする。 | |
| | | ア 人工造林 | 1 施行地の面積が 0.1 ヘクタール以上の森林で行うものとする。 | ① 都道府県<br>② 市町村 |
| | | イ 樹下植栽等 | | |
| | | ウ 下刈り | | |
| | | エ 雪起こし | | |
| | | オ 倒木起こし | | |
| | | カ 枝打ち | | |
| | | キ 除伐 | | |
| | | ク 保育間伐 | | |
| | | ケ 間伐 | | |
| | | コ 更新伐 | | |
| | | サ 付帯施設等整備 | | |
| | | (ｱ) 林木被害防止施設等整備 | | |
| | | (ｲ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 | | |
| | | (ｳ) 生育環境補完整備 | | |
| | | (ｴ) 荒廃竹林整備 | | |
| | | シ 森林作業道整備 | | |
| | ③ 花粉発生源対策促進事業 | | | |
| | | 花粉の少ない森林への転換を目的として、花粉発生源となっているスギ及びヒノキ人工林を対象に、花粉症対策苗木等による植替えを行う事業とする。 | |
| | | ア 花粉発生源植替え | 1 施行地の面積が 0.1 ヘクタール以上の森林で行うものとする。 | ① 都道府県<br>② 市町村<br>③ 森林所有者<br>④ 森林組合等<br>⑤ 森林整備法人等<br>⑥ 特定非営利活動法人等<br>⑦ 森林所有者の団体<br>⑧ 森林経営計画の認定を受けた者<br>⑨ 特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者 |
| | | イ 付帯施設等整備 | | |
| | | (ｱ) 林木被害防止施設等整備 | | |
| | | (ｲ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 | | |
| | | (ｳ) 荒廃竹林整備 | | |
| | | ウ 森林作業道整備 | | |

別表２－１

| 事業内容 | | | 対象となる範囲 |
|---|---|---|---|
| ア | 人工造林 | | 優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、播種、低質林等における前生樹の伐倒、除去。ただし、別表１-１の２の(4)の1)において行う地拵えに含むことのできる経費は、機械地拵えとする。また、植栽は１ha当たり2,000本以下を基本とし、樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められる花粉の少ない品種及び都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種を対象とする。 |
| イ | 樹下植栽等 | | 次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかに該当する整備。 |
| | | (ｱ) | 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が３齢級以上の林分（面的複層林施業通知に定める面的複層林施業の対象森林にあっては上層木が10齢級以上の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去。 |
| | | (ｲ) | 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去。 |
| ウ | 下刈り | | 植栽により更新した２齢級以下（複層林においては下層木が５齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した８齢級以下（複層林においては下層木が８齢級以下）の林分で行う雑草木の除去。 |
| エ | 雪起こし | | 植栽により更新した５齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した８齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし（倒木起こしに該当するものを除く。）。 |
| オ | 倒木起こし | | 植栽により更新した５齢級以下の林分において行う火災、気象害、病虫害等による倒伏木の倒木起こし。 |
| カ | 枝打ち | | 次の(ｱ)～(ｳ)のいずれかに該当する枝葉の除去。 |
| | | (ｱ) | ６齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去 |
| | | (ｲ) | 12齢級以下の林分において保育間伐又は間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去 |
| | | (ｳ) | 18齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去 |
| キ | 除伐 | | 下刈りが終了した５齢級以下（天然林にあっては12齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰。 |
| ク | 保育間伐 | | 12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰。<br>ただし、第１のⅠの２の(2)及び(4)においては搬出集積（被害木を含む。）を含むことができる。 |
| ケ | 間伐 | | 12齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね５割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林についてはこの限りではない。）の林分又は市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に２を乗じた林齢以下の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積。<br>なお、搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積60㎥を上限とする。 |
| コ | 更新伐 | | 18齢級以下の林分又は標準伐期齢に２を乗じた林齢以下の林分（面的複層林施業の一環として実施する場合は10齢級以上の場合に限る。）において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積（被害木を含む。）及び巻枯らし。<br>なお、搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積100㎥（森林病害虫等防除法第２条第１項の各号に掲げる森林病害虫等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害の拡大防止のために実施する更新伐にあっては200㎥）を上限とする。 |
| サ | 一貫作業 | | 標準伐期齢以上の林分で行う林相転換を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）の各作業を並行又は連続して行う一貫作業。なお、植栽については、１ha当たり2,000本以下を基本とし、樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められる花粉の少ない品種及び大阪府において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種を対象とする。<br>なお、搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積100㎥を上限とする。 |
| シ | 防火林帯整備 | | 防火林帯の整備を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積とする。<br>なお、搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積200㎥を上限とする。 |
| ス | 緩衝林帯整備 | | 野生鳥獣被害対策として、緩衝林帯の整備のために行う不用木（侵入竹を含む。）の除去。 |
| セ | 付帯施設等整備 | | アからスの事業内容のうち別表1-1の事業区分ごとに実施可能なもののいずれかと一体的に実施され、次のいずれかに該当する施設の整備等。 |
| | (1) 鳥獣害防止施設等整備 | (ｱ) | 施設等整備 |
| | | | 健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備。 |
| | | (ｲ) | 施設改良 |
| | | | 既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良。 |
| | (2) 林内作業場及び林内かん水施設整備 | | 森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備。 |
| | (3) 林床保全整備 | | 造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等の整備。 |
| | (4) 荒廃竹林整備 | | 周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、事業内容欄のアからコ及びシ・スまでのいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が一体的に実施する施業に係る事業量を超えないものとする。 |
| ソ | 森林作業道整備 | | 「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき大阪府が作成した森林作業道作設指針に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設、改良及び復旧（暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧に限る。以下同じ。）であって、次の全てに該当する森林作業道の整備。 |
| | | (ｱ) | アからシの事業内容のうち別表1-1の事業区分ごとに実施可能なもののいずれかと一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの。ただし、改良及び復旧についてはこの限りではない。 |
| | | (ｲ) | 事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの |
| タ | 森林保全再生整備 | | 野生鳥獣の食害等により被害を受けた森林において行う次のいずれかに該当する施設の整備等。なお、事業を実施しようとする地域において「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第４条の２に基づく協議会（以下「協議会」という。）が組織されている場合にあっては、事業実施箇所、事業内容、事業実施期間及び鳥獣被害防止特措法第４条第２項に基づく被害防止計画との関係について、事業主体は協議会と連絡調整を図るものとする。 |
| | | (ｱ) | 鳥獣害防止施設の整備等 |
| | | | a 野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備（パッチディフェンス、金網巻等の整備、自動撮影カメラの設置、忌避植物の植栽等を含む。） |
| | | | b 既設の鳥獣害防止施設の改良（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域内のものに限る。） |
| | | (ｲ) | 鳥獣の誘引捕獲 |
| | | | 誘引捕獲とそれに必要な施設の整備等（給餌施設の整備、採餌木の植栽、誘引捕獲場所の整備、捕獲個体の処分等を含む。）。 |

別表２－２

| 事業区分 | | | 事業内容 |
|---|---|---|---|
| (1) 共生環境整備事業 | | | |
| ① 森林空間総合整備事業 | | | |
| ⅰ 森林環境教育促進整備 | | | |
| | ア | 全体計画調査 | 全体計画の策定に必要な調査を行う事業とする。 |
| | イ | 共生環境整備 | 森林環境教育のフィールドを提供するための森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、林間広場の整備並びに森林作業道の開設及び改良等とする。 |
| | ウ | 付帯施設整備 | 標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに渓流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備並びに環境教育促進施設整備として行う客土・整地等自然観察ゾーンの造成等とする。 |
| | エ | 林内歩道等整備 | 共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び森林作業道の開設及び改良とする。なお、森林健康促進整備については、車椅子や自転車の通行にも配慮した林内歩道を開設及び改良することができる。 |
| | オ | 用地等取得 | 有効かつ計画的な土地の利用促進を図るために行う土地及び立木竹の取得とする。 |
| ⅱ 森林健康促進整備 | | | |
| | ア | 全体計画調査 | 全体計画の策定に必要な調査を行う事業とする。 |
| | イ | 共生環境整備 | 医療施設、健康増進施設の周辺においてこれらの施設と連携を図った森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、林間広場の整備並びに森林作業道の開設及び改良等とする。 |
| | ウ | 付帯施設整備 | 標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに健康増進広場及び間伐材等を利用した簡易な健康促進施設の整備等とする。 |
| | エ | 林内歩道等整備 | 共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び森林作業道の開設及び改良とする。なお、森林健康促進整備については、車椅子や自転車の通行にも配慮した林内歩道を開設及び改良することができる。 |
| | オ | 用地等取得 | 有効かつ計画的な土地の利用促進を図るために行う土地及び立木竹の取得とする。 |
| ② 絆の森整備事業 | | | |
| ⅰ 市民参加型森林整備 | | | |
| | ア | 全体計画調査 | 全体計画の策定に必要な調査を行う事業とする。 |
| | イ | 共生環境整備 | 市民参加による森林の造成を推進することを目的として行う下草刈りや希少植物の保全、廃棄物の除去等林床整備、広葉樹等の郷土樹種の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備並びに森林作業道の開設及び改良等とする。 |
| | ウ | 付帯施設整備 | 標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに機能保持上必要な施設、給排水施設、防護柵の設置及び簡易な休憩施設の整備等とする。 |
| | エ | 林内歩道等整備 | 共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び森林作業道の開設及び改良とする。なお、森林健康促進整備については、車椅子や自転車の通行にも配慮した林内歩道を開設及び改良することができる。 |
| | オ | 用地等取得 | 有効かつ計画的な土地の利用促進を図るために行う土地及び立木竹の取得とする。 |
| ⅱ 野生生物共生林整備 | | | |
| | ア | 共生環境整備 | 野生生物の生息・生育環境の保全、移動経路の確保を図るための森林の造成、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備、原植生の回復整備等を目的として行う広葉樹・花木・餌木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積並びに森林作業道の開設及び改良等とする。 |
| | イ | 付帯施設整備 | 標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに渓流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備並びに防護柵の設置等とする。 |
| | ウ | 林内歩道等整備 | 共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び森林作業道の開設及び改良とする。なお、森林健康促進整備については、車椅子や自転車の通行にも配慮した林内歩道を開設及び改良することができる。 |
| | エ | 用地等取得 | 有効かつ計画的な土地の利用促進を図るために行う土地及び立木竹の取得とする。 |
| (2) 機能回復整備事業 | | | |
| ⅰ 特定林地改良 | | | |
| | ア | 特定林地改良 | 林木の生長が不良な土地の土壌条件を改良することにより、森林の生産力を回復させることを目的として行う地拵え、植付け（土壌改良木の植付け及び緊急性の高い場合の大苗の植付けを含む。）、播種、施肥（石灰及び稲わらの施用を含む。）とする。<br>なお、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第 72 号）の第２条第１項に規定する特定農山村地域の林木の育成に適さない水田跡地の耕作放棄地等において行う場合は、不透水層の破砕、簡易な排水工、客土、盛土及び土留工等を事業内容に加える。 |
| | イ | 付帯施設等整備 | アの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 |
| | | (ｱ) 林木被害防止施設等整備 | 多様な森林の造成・保全を目的として行う林木被害の防止等に必要な施設等の整備とする。 |
| | | (ｲ) 荒廃竹林整備 | 周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、アの施業の周辺森林において当該施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がアの施業に係る事業量を超えないものとする。 |
| | ウ | 森林作業道整備 | 森林作業道の開設及び改良であって、アの施業と一体的に実施されるものとする。 |
| ⅱ 耕作放棄地等森林造成 | | | |
| | ア | 人工造林 | 別表2-1 アに準ずる。 |
| | イ | 樹下植栽等 | 別表2-1 イに準ずる。 |
| | ウ | 下刈り | 別表2-1 ウに準ずる。 |
| | エ | 雪起こし | 別表2-1 エに準ずる。 |
| | オ | 倒木起こし | 別表2-1 オに準ずる。 |
| | カ | 枝打ち | 別表2-1 カに準ずる。 |
| | キ | 除伐 | 別表2-1 キに準ずる。 |
| | ク | 保育間伐 | 別表2-1 クに準ずる。 |
| | ケ | 間伐 | ＸⅡ齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね５割上回る森林及び立木の収量比数がおおむね 100 分の 95 以上の森林についてはこの限りでない。）の林分で行う、適正な密度管理等を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰とする。 |
| | コ | 更新伐 | ⅩⅧ齢級以下の林分（面的複層林施業の実施について（令和６年３月 29 日付け５林整整第 925 号林野庁長官通知）に定める面的複層林の一環として実施する場合はＸ齢級以上の場合に限る。）で行う、育成複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒及び巻枯らしとする。 |
| | サ | 付帯施設等整備 | アからコまでのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 |
| | | (ｱ) 林木被害防止施設等整備 | 多様な森林の造成・保全を目的として行う林木被害の防止等に必要な施設等の整備とする。 |
| | | (ｲ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 | 別表2-1 ス(2)に準ずる。 |
| | | (ｳ) 生育環境補完整備 | 造林木の確実かつ早急な成長確保を図るために行う筋工及び伏工等簡易な工作物の設置とする。 |
| | | (ｴ) 荒廃竹林整備 | 周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、アからシまでのいずれかの施業の周辺森林において当該施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がアからシまでの施業に係る事業量を超えないものとする。 |
| | シ | 森林作業道整備 | 森林作業道の開設及び改良であって、アからコまでのいずれかの施業と一体的に実施されるものとする。 |
| ⅲ 花粉発生源対策促進事業 | | | |
| | ア | 花粉発生源植替え | 花粉発生源となっている林分において行う立木の伐倒、搬出集積、地拵え、花粉症対策苗木等による植栽とする。 |
| | イ | 付帯施設等整備 | |
| | | (ｱ) 林木被害防止施設等整備 | 多様な森林の造成・保全を目的として行う林木被害の防止等に必要な施設等の整備とする。 |
| | | (ｲ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 | 別表2-1 ス(2)に準ずる。 |
| | | (ｳ) 荒廃竹林整備 | 別表2-1 ス(4)に準ずる。 |
| | ウ | 森林作業道整備 | 森林作業道の開設及び改良であって、アの施業と一体的に実施されるものとする。 |

別表３

| 事業名 | 区　分 | 査定係数 |
|---|---|---|
| Ⅰ　森林環境保全直接支援事業 | | |
| | （１）　効率的施業区域又は間伐等特措法第４条第３項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林経営計画等に基づき行う１ha当たり2,000本以下の人工造林及び同施行地における３回までの下刈り | 180 |
| | （２）　次の(ｱ)～(ｳ)のいずれかに該当するもの<br>(ｱ)　森林経営計画等に基づき行う事業（(1)に規定する査定係数180で行うものを除く。また、(1)の(ｱ)の施行地における４回以降の下刈りも含む。）<br>(ｲ)　間伐及び更新伐については、森林経営計画等に基づき行うもの、又は、森林経営計画策定者が森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班内で森林経営計画に基づき行うものと一体的に行うもの<br>(ｳ)　鳥獣害防止施設の改良又は森林作業道の改良若しくは復旧（付帯施設整備以外のいずれかの施業と一体的に実施するものを除く。） | 170 |
| | （３）　次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかに該当するもの<br>(ｱ)　人工造林及び樹下植栽等について、森林法第10の８、第10の９に基づく伐採及び伐採後の届出書（以下「伐採造林届書」という。）に基づいて行うもの（新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出書を要しない場合を含む。）<br>(ｲ)　下刈り、雪起こし及び倒木起こしについて、(1)及び(2)の(ｱ)に該当しないもの | 90 |
| Ⅱ　特定機能回復事業 | | |
| ①　森林緊急造成 | （１）　森林法第25条に規定する保安林及び森林法第10条の５第２項第５号に規定する公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林に定められた森林において行うもの | 180 |
| | （２）　(1)以外で行うもの | 90 |
| ②　被害森林整備 | | 170 |
| ③　重要インフラ施設周辺森林整備 | | 180 |
| ④　林相転換特別対策 | （１）　別表1-1の２の(4)の1)の事業内容のうち一貫作業並びにそれと一体的に行う付帯施設等整備、森林作業道整備及び同施行地における３回までの下刈り | 180 |
| | （２）　別表１の２の(4) の1)の事業内容のうち更新伐、樹下植栽、人工造林及び同施行地における下刈り、一貫作業の施行地における４回以降の下刈り並びにそれらと一体的に行う付帯施設等整備及び森林作業道整備 | 170 |
| | （３）　別表１の２の(4)の2)及び3)の事業内容 | 180 |
| Ⅲ　機能回復整備事業 | | |
| ①　耕作放棄地等森林造成 | （１）　施業実施協定造林 | 180 |
| | （２）　保安林等造林 | 170 |
| | （３）　分収林造林 | |
| | （４）　森林整備協定造林 | |
| | （５）　普通造林 | 110 |
| ②　花粉発生源対策促進事業 | | 180 |

別記様式第1号

# ○○地域（○○地区）森林環境保全整備事業計画

1　計画策定主体

2　対象市町村

3　計画の期間

4　計画の目標

5　定量的指標

6　対象事業

| 事業名 | 事業実施主体 | 工期 | 総事業費 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 森林環境保全直接支援事業 | | | | |
| 特定機能回復事業 | | | | |
| 林道整備事業 | | | | |
| 林道施設ＰＣＢ廃棄物処理促進対策事業 | | | | |
| 合計（全体事業費） | | | | |

※対象事業の区域・箇所を示した図面を添付

7　事業量

（1）森林環境保全直接支援及び特定機能回復事業　　（単位：ha，m）

| 事業内容＼事業名 | | 森林環境保全直接支援事業 | 特定機能回復事業（森林緊急造成） | 特定機能回復事業（重要インフラ施設周辺森林整備） | 特定機能回復事業(林相転換特別対策) | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| a 人工造林 | | | | | | 0.00 |
| b 樹下植栽等 | | | | | | 0.00 |
| c 下刈り | | | | | | 0.00 |
| d 雪起こし | | | | | | 0.00 |
| e 倒木起こし | | | | | | 0.00 |
| f 枝打ち | | | | | | 0.00 |
| g 除伐 | | | | | | 0.00 |
| h 保育間伐 | | | | | | 0.00 |
| i 間伐 | | | | | | 0.00 |
| j 更新伐 | | | | | | 0.00 |
| k 一貫作業 | | | | | | 0.00 |
| l 防火林帯整備 | | | | | | 0.00 |
| m 緩衝林帯整備 | | | | | | 0.00 |
| 付帯施設等整備 | n 鳥獣害防止施設等整備 | | | | | 0 |
| | o 荒廃竹林整備 | | | | | 0 |
| | p 林内作業場及び林内かん水施設整備 | | | | | 0 |
| | q 林床保全整備 | | | | | 0 |
| r 森林作業道整備 | | | | | | 0 |
| 計 | 森林整備（ha）※注 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| | 森林作業道整備(m) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※注　森林整備とは、上記事業内容のa～mの施業とする。

（２）林道整備事業

| 事業内容＼メニュー名 | | 林業生産基盤整備道 | 山村強靱化林道 | 林業専用道 |
|---|---|---|---|---|
| 開　設 | 路線数 | | | |
| | 事業量(m) | | | |
| | 走行時間 | → | | → |
| | 中間土場整備（円/㎥） | → | | → |
| 改　良（舗装以外） | 路線数 | | | |
| | 箇所数 | | | |
| 改　良（舗　装） | 路線数 | （　　） | | （　　） |
| | 事業量(m) | （　　） | | （　　） |
| 施設集約化(撤去) | 路線数 | | | |
| | 箇所数 | | | |
| 老朽化対策 | 路線数 | | | |
| | 箇所数 | | | |
| 機能回復 | 路線数 | | | |
| | 箇所数 | | | |
| 農道等改良 | 路線数 | | | |
| | 箇所数 | | | |

注）走行時間については、左側に開設又は改良前の走行時間、右側に開設又は改良後の走行時間を記載すること（複数路線の場合、それぞれの路線ごとに記載すること）。
中間土場の整備については、左側に残土処理にかかる費用、右側に中間土場整備にかかる費用を記載すること（複数箇所の場合、それぞれの箇所ごとに記載すること）。
改良については二段書きとし、林業生産基盤整備道の欄は林業生産基盤整備道以外分、林業専用道の欄は林業専用道以外分を上段に内数として括弧書きで記載すること。

（３）林道施設ＰＣＢ廃棄物処理促進対策事業

| | ＰＣＢの濃度分析調査 | ＰＣＢの処理等 | |
|---|---|---|---|
| | | 塗膜の剥離 | 塗膜の処分 |
| 箇所数 | | | （　　） |

注）ＰＣＢの処理等のうち塗膜の処分については二段書きとし、塗膜の剥離と同時に実施するものについては上段に内数として括弧書きで記載すること。

８　その他

市町村が多様な森林整備を特に重点的に推進すべき地域に関する事項
（「面的複層林施業の実施について」（令和６年３月29日付け５林整整第925号林野庁長官通知）
の第３の第１項第２号関連）

ア　森林の区域及びその面積

| 実施区域（林小班名） | 面積（ha） |
|---|---|
| | |

※森林の区域およびその面積については、おおむね10ha以上のまとまりを目安とする。

イ　長期的な森林の取扱いの基本方針

| |
|---|
| |

ウ　森林施業の方法に関する事項

| |
|---|
| |

エ　最低10年間、当該森林が維持すべき立木材積

| |
|---|
| |

※対象事業の区域・箇所を示した図面を添付
維持すべき立木材積は標準伐期齢における立木材積の50％以上とする。

オ　その他必要な事項

| |
|---|
| |

（付図）事業計画図

別記様式第2号

# 農山漁村地域整備計画

計画の名称

計画策定主体

対象市町村

計画の目標

定量的指標

対象事業

| 事業名 | | | 事業実施主体 | 関係市町村 | 計画期間内の事業内容(工種及び数量) | 工期 | 計画期間内の総事業費 | 費用対効果 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業型 | 事業箇所名（地区名） | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 合計(全体事業費) | | | | | | | | | |

※対象事業を示した図面を添付

別記様式第３号

| | |
|---|---|
| 市町村名 | |
| 計画期間 | |

○○（都道府県・市町村・地区）森林基盤整備事業計画

１　森林基盤整備事業（森林整備事業）の基本方針・目標

| |
|---|
| |

２　事業主体及び事業計画地の現況

| |
|---|
| |

３　事業量　(単位：ha, m, 個)

| 事業名 / 事業内容 | | 共生環境整備事業 | | 機能回復整備事業 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 森林空間総合整備事業 | 絆の森整備事業 | 特定森林造成事業 | |
| 人工造林、樹下植栽等 | | | | | |
| 間伐等 | | | | | |
| 花粉発生源植替え | | | | | |
| 森林作業道整備 | | | | | |
| その他保育 | | | | | |
| 施設等 | | | | | |
| 合計 | | | | | |

（注）１　共生環境整備事業の施設は、「施設等」の欄に列挙すること

２　「間伐等」には、間伐、除伐、保育間伐、更新伐を含む。

別記様式第４号（１）

令和　　年度

造林事業実績調書　【造林】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 申請者 | | | |
| 申請番号 | | | |
| 施行地 | 住所 | 市町村 | |
| | | 大字・字 | |
| | | 地番 | |
| | 森林の所在 | 林班 | |
| | | 小班 | |
| 森林所有者 | 氏名 | | |
| | 住所 | 郵便番号 | |
| | | 市町村 | |
| | | 大字・字 | |
| | | 地番 | |

| | | |
|---|---|---|
| 現場監督費 | | |
| 現場作業員の社会保険等の加入状況 | 加入平均点 | |
| | 加入平均区分 | |

| | | |
|---|---|---|
| 苗木の入手区分 | 森林組合斡旋 | |
| | 自家用 | |
| | 他府県移入 | |
| | その他(　　) | |
| | 計 | |

| | | |
|---|---|---|
| 苗木 | 指定採取源番号 | |
| | 生産事業者登録番号 | |
| | 配布事業者登録番号 | |

| | | |
|---|---|---|
| 造林地の区分 | | |
| 造林の種類 | | |
| 実施主体 | | |
| 所有区分 | | |
| 経営規模 | | |
| 施行規模 | | |
| 植栽樹種 | | |
| 施行面積(ha) ※1 | | |
| 被害地造林※2 | 被害材積(m3) | |
| | 被害材積区分 | |
| 植栽本数 | | |
| haあたり植栽本数 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 林外搬出 | 搬出距離(m) | |
| | 搬出距離区分 | |
| | 搬出材積(m3) | |
| | 搬出材積区分 | |

※1 被害地造林は実被害面積を記載する。なお、添付図には、被害区域面積及び被害率を記載する。

※2 特殊地拵えのみ記入

---

令和　　年度

造林事業 検査調書　【造林】

| | |
|---|---|
| 検査日 | |
| 検査職員氏名 | |
| 立合者氏名 | |

| | |
|---|---|
| 現地検査省略 | |
| 森林所有者の確認手法 | |
| 施行地の状況 | 優・良・可 |

別記様式第４号（２）

令和　　年度

造林事業実績調書　【保育[間伐・更新伐を除く]】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 申請者 | | | |
| 申請番号 | | | |
| 施行地 | 住所 | 市町村 | |
| | | 大字・字 | |
| | | 地番 | |
| | 森林の所在 | 林班 | |
| | | 小班 | |
| 森林所有者 | 氏名 | | |
| | 住所 | 郵便番号 | |
| | | 市町村 | |
| | | 大字・字 | |
| | | 地番 | |

| | | |
|---|---|---|
| 現場監督費 | | |
| 現場作業員の社会保険等の加入状況 | 加入平均点 | |
| | 加入平均区分 | |

| | | |
|---|---|---|
| 造林地の区分 | | |
| 施業区分 | | |
| 実施主体 | | |
| 所有区分 | | |
| 経営規模 | | |
| 施行規模 | | |
| 樹種 | | |
| 林齢 | | |
| 施行面積 (ha) | | |
| 保育間伐のみ記入 | 施行前本数 | |
| | 伐採本数 | |
| | 枝払本数 | |
| 枝打のみ記入 | 枝打ち本数 | |
| | 枝打高 | |

---

令和　　年度

造林事業 検査調書　【保育[間伐・更新伐を除く

| | |
|---|---|
| 検査日 | |
| 検査職員氏名 | |
| 立合者氏名 | |

| | |
|---|---|
| 現地検査省略 | |
| 森林所有者の確認手法 | |
| 施行地の状況 | 優・良・可 |

別記様式第４号（３）

令和　　年度

造林事業実績調書　【雪起こし・倒木起こし】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 申請者 | | | |
| 申請番号 | | | |
| 施行地 | 住所 | 市町村 | |
| | | 大字・字 | |
| | | 地番 | |
| | 森林の所在 | 林班 | |
| | | 小班 | |
| 森林所有者 | 氏名 | | |
| | 住所 | 郵便番号 | |
| | | 市町村 | |
| | | 大字・字 | |
| | | 地番 | |

| | | |
|---|---|---|
| 現場監督費 | | |
| 現場作業員の社会保険等の加入状況 | 加入平均点 | |
| | 加入平均区分 | |

| | | |
|---|---|---|
| 造林地の区分 | | |
| 施業区分 | | |
| 実施主体 | | |
| 所有区分 | | |
| 経営規模 | | |
| 施行規模 | | |
| 樹種 | | |
| 林齢 | | |
| 施行面積 (ha) | | |
| 被害状況 | 被害区域面積 | |
| | 被害率（％） | |

---

令和　　年度

造林事業 検査調書　【雪起こし・倒木起こし】

| | |
|---|---|
| 検査日 | |
| 検査職員氏名 | |
| 立合者氏名 | |

| | |
|---|---|
| 現地検査省略 | |
| 森林所有者の確認手法 | |
| 施行地の状況 | 優・良・可 |

令和　　年度

造林事業実績調書　【間伐・更新伐】　　[　総　括　表　]

| | |
|---|---|
| 申　請　者 | |
| 申　請　番　号 | |
| 施　行　箇　所　数 | |
| 総　施　業　面　積　(ha) | |
| 総　搬　出　材　積　(m3) | |
| 平　均　搬　出　量　(m3/ha) | |
| 分　割　適　用 | |
| ha　あ　た　り　搬　出　量　※１ | |

※1 haあたり搬出量は分割査定の適用が無い場合のみ記入

---

令和　　年度

造林事業 検査調書　【間伐・更新伐】

| | |
|---|---|
| 検　査　日 | |
| 検　査　職　員　氏　名 | |
| | |
| 立　合　者　氏　名 | |

| | |
|---|---|
| 現地検査省略 | |
| 現地検査の箇所番号 | |
| 森林所有者の確認手法 | |
| 施行地の状況 | 優　・　良　・　可 |

【査定単位別明細表】

| 査定単位番号 | 箇所番号 | 施行面積（ha）(※１） | 搬出材積（㎥） | 平均搬出量（㎥／ha) | ha当り搬出量 | 集材区分 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 計 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 計 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 計 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 計 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 計 | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | 計 | | | | | |
| 合計 | | | | | | |

１査定単位の中に複数施行箇所がある場合は下記のとおりとする。

※１： 施行面積は、１施行地ごとに記入

令和　　年度

造林事業実績調書　【間伐・更新伐】　　[ 箇 所 別 詳 細 表 ]

| | | | |
|---|---|---|---|
| 申請者 | | | |
| 申請番号 | | | |
| 査定単位番号 | | | |
| 施行地 | 住所 | 市町村 | |
| | | 大字・字 | |
| | | 地番 | |
| | 森林の所在 | 林班 | |
| | | 小班 | |
| 森林所有者 | 氏名 | | |
| | 住所 | 郵便番号 | |
| | | 市町村 | |
| | | 大字・字 | |
| | | 地番 | |

| | | |
|---|---|---|
| 現場監督費 | | |
| 現場作業員の社会保険等の加入状況 | 加入平均点 | |
| | 加入平均区分 | |

| | |
|---|---|
| 造林地の区分 | |
| 施業区分 | |
| 集材区分 | |
| 実施主体 | |
| 所有区分 | |
| 経営規模 | |
| 施行規模 | |
| 樹種 | |
| 林齢 | |
| 施行面積 (ha) | |
| 施行前本数 ( 本 ) | |
| 伐採本数 ( 本 ) | |
| 枝払本数 ( 本 ) | |
| 伐採率 | |
| 搬出材積 (m3) | |

別記様式第４号（５）

令和　　年度

造林事業実績調書　【付帯施設】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 申請者 | | | |
| 申請番号 | | | |
| 施行地 | 住所 | 市町村 | |
| | | 大字・字 | |
| | | 地番 | |
| | 森林の所在 | 林班 | |
| | | 小班 | |
| 森林所有者 | 氏名 | | |
| | 住所 | 郵便番号 | |
| | | 市町村 | |
| | | 大字・字 | |
| | | 地番 | |

| | | |
|---|---|---|
| 現場監督費 | | |
| 現場作業員の社会保険等の加入状況 | 加入平均点 | |
| | 加入平均区分 | |

| | | |
|---|---|---|
| 造林地の区分 | | |
| 施業区分 | | |
| 実施主体 | | |
| 所有区分 | | |
| 経営規模 | | |
| 樹種 | | |
| 林齢 | | |
| 施行量 | 忌避剤散布面積(ha) | |
| | 防鹿柵延長(ｍ) | |

令和　　年度

造林事業 検査調書　【付帯施設】

| | |
|---|---|
| 検査日 | |
| 検査職員氏名 | |
| 立合者氏名 | |

| | |
|---|---|
| 現地検査省略 | |
| 森林所有者の確認手法 | |
| 施行地の状況 | 優・良・可 |

別記様式第４号（６）

令和　　年度

造林事業実績調書　【森林作業道】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 申請者 | | | |
| 申請番号 | | | |
| 施行地 | 住所 | 市町村 | |
| | | 大字・字 | |
| | | 地番 | |
| | 森林の所在 | 林班 | |
| | | 小班 | |
| 森林所有者 | 氏名 | | |
| | 住所 | 郵便番号 | |
| | | 市町村 | |
| | | 大字・字 | |
| | | 地番 | |

| | | |
|---|---|---|
| 現場監督費 | | |
| 現場作業員の社会保険等の加入状況 | 加入平均点 | |
| | 加入平均区分 | |

| | | |
|---|---|---|
| 造林地の区分 | | |
| 実施主体 | | |
| 所有区分 | | |
| 経営規模 | | |
| 樹種 | | |
| 林齢 | | |
| 総延長(m) | | |
| 車道幅員 | | |
| 土工延長(m) | 25°以下 | |
| | 25°超え30°未満 | |
| | 30°以上 | |
| 木製簡易横断工(m) | | |
| 路肩処理工(m) | | |
| 簡易木柵工(m) | H=0.5m | |
| | H=0.2m | |
| 簡易丸太積土留工(m) | | |
| 路盤工(m) | L=2.5m | |
| | L=2.2m | |
| 補助事業で導入した機械の使用 | | |

---

令和　　年度

造林事業 検査調書　【森林作業道】

| | |
|---|---|
| 検査日 | |
| 検査職員氏名 | |
| 立合者氏名 | |

| | |
|---|---|
| 現地検査省略 | |
| 森林所有者の確認手法 | |
| 施行地の状況 | 優・良・可 |

別記様式第４号（７）

令和　　年度

造林事業実績調書　【森林保全再生】

| | | | |
|---|---|---|---|
| 申請者 | | | |
| 申請番号 | | | |
| 施行地 | 住所 | 市町村 | |
| | | 大字・字 | |
| | | 地番 | |
| | 森林の所在 | 林班 | |
| | | 小班 | |
| 森林所有者 | 氏名 | | |
| | 住所 | 郵便番号 | |
| | | 市町村 | |
| | | 大字・字 | |
| | | 地番 | |

| | | |
|---|---|---|
| 現場監督費 | | |
| 現場作業員の社会保険等の加入状況 | 加入平均点 | |
| | 加入平均区分 | |

| | | |
|---|---|---|
| 造林地の区分 | | |
| 施業区分 | | |
| 実施主体 | | |
| 所有区分 | | |
| 経営規模 | | |
| 樹種 | | |
| 林齢 | | |
| 施行量 | 鳥獣害防止施設等整備 | |
| | 鳥獣の誘引捕獲 | |

---

令和　　年度

造林事業 検査調書　【森林保全再生】

| | |
|---|---|
| 検査日 | |
| 検査職員氏名 | |
| 立合者氏名 | |

| | |
|---|---|
| 現地検査省略 | |
| 森林所有者の確認手法 | |
| 施行地の状況 | 優・良・可 |

（別記様式５号）

# 要件確認申立書

大阪府知事　様

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第４条第２項第３号の規定に基づき、大阪府造林事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、私（当団体）は、規則第２条第２号イ～ハまでのいずれにも該当しないことを申立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。

また、規則第２条第２号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

１　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する「暴力団」をいう。）

２　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する「暴力団員」をいう。）

３　暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第２条第４号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）

４　法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者

５　公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条第１項に規定する排除措置命令又は同法第50条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者

令和　年　月　日

所在地

名　称

代表者氏名　　㊞

（別記様式６号）

# 暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第４条第２項第３号の規定に基づき、大阪府造林事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、規則第２条第２号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第 24 条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。

（読み仮名）　　（　　）
補助事業者氏名：
生　年　月　日：　　年　　月　　日
住　　所　：

《法人の場合：役員情報》
（読み仮名）　　（　　）
役員等氏名　：
生 年 月 日　：　　年　　月　　日
住　　所　：

（読み仮名）　　（　　）
役員等氏名　：
生 年 月 日　：　　年　　月　　日
住　　所　：

（読み仮名）　　（　　）
役員等氏名　：
生 年 月 日　：　　年　　月　　日
住　　所　：

（読み仮名）　　（　　）
役員等氏名　：
生 年 月 日　：　　年　　月　　日
住　　所　：

（読み仮名）　　（　　）
役員等氏名　：
生 年 月 日　：　　年　　月　　日
住　　所　：

令和　　年　　月　　日
所在地
名　称
代表者氏名　　㊞

（別記様式第７号）

# 該当事項届出書

大阪府知事　様

私（当団体）は、大阪府補助金交付規則第２条第２号イ～ハに規定する次の各号のうち、第　　号に該当する者となったので、本書面を届出ます。

１　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する「暴力団」をいう。）

２　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する「暴力団員」をいう。）

３　暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第２条第４号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）

４　法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者

５　公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 49 条第１項に規定する排除措置命令又は同法第 50 条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者

令和　　年　　月　　日

所在地
名　称
代表者氏名　　㊞